精神科医療における新型コロナウイルス感染症対策について

1 新型コロナウイルス対応の経過

令和2年2月に起きた大型クルーズ船での新型コロナウイルス感染症(以下「新型コロナ」という。)集団感染以降、市中感染の拡大に伴い、精神保健福祉法第23条に基づく警察官通報等のあった被通報者の診察の調整が難航するケースが発生するようになった。

被通報者に37.0℃以上の発熱が見られたり、直近の行動歴が不明又は旅行歴があったりと新型コロナへの感染が疑われる状況にあった場合に、院内感染予防のため措置 診察、入院の受入れを断られることが出てきた。

そこで、4県市では通報の事前調査の際に、渡航歴や長距離の移動歴、新型コロナ 感染者との濃厚接触の有無、発熱や呼吸器症状等の健康状態について健康調査票に記 載し、病院に情報提供することで受入れ先の確保に努めたが、複数の病院に調整を要 するケースが増えていた。

このため、県では、4月以降、精神疾患を有する新型コロナ患者に対する医療提供体制について検討を開始した。そのような中で、県内精神科病院において新型コロナに感染した患者が発生したが、新型コロナを治療する身体科の医療機関では、精神疾患への対応が困難であり、精神科病院では新型コロナの対応を行うことは困難であることから、感染した患者の受入れ調整が難航し、転院までに時間を要した。

2 精神科コロナ重点医療機関の設置

精神科病院の入院患者が新型コロナに感染した場合、精神疾患と新型コロナへの治療を要することから、身体科及び精神科が連携して医療を提供する体制が必要と考えられた。

そこで、令和2年5月、神奈川県立精神医療センター及び湘南鎌倉総合病院の協力を得て、精神疾患の症状が重く、かつ新型コロナウイルスに感染した患者の入院治療を行う医療機関を「精神科コロナ重点医療機関」として認定し、精神科の新型コロナ患者を受け入れる体制を整えた。

具体的には、新型コロナの病状が、酸素投与等が必要な中等症となっている患者は、県が湘南鎌倉総合病院に運営を委託している臨時の医療施設において受け入れ、精神症状の程度により神奈川県立精神医療センターから医療従事者を派遣して精神科領域の支援を行うこととした。

新型コロナの病状が軽症又は無症状の患者については、神奈川県立精神医療センターで受け入れ、新型コロナの対応については湘南鎌倉総合病院の医師がコンサルテーションを行うこととした。

その後9月には、院内で身体科及び精神科の連携が可能な川崎市立川崎病院も「精神科コロナ重点医療機関」として認定した。

3 精神科コロナ重点医療機関における受入状況

令和2年度の「精神科コロナ重点医療機関」における受入患者数は延べ81人となっており(表1)、令和3年度は2月28日時点で延べ75名となっている(表2)。

受け入れた患者の内訳としては、令和2年度は新型コロナウイルスのクラスター発生した精神科病院からの患者が多かったが、令和3年度は在宅や施設において生活していた患者の受入が多くなっている。

表1 精神科コロナ重点医療機関の患者受入状況(令和2年4月~令和3年3月)

陽性患者	受入病院	件数	内訳			
物性思有	一方には日 マハ州院 マハ州院		クラスター	病院単発	在宅・施設	精神科救急
重点医療機関	臨時の医療施設	54	48	4	1	1
	精神医療センター	27	19	2	4	2
	川崎市市立川崎病院	0	0	0	0	0
合計		81	67	6	5	3

表 2 精神科コロナ重点医療機関の患者受入状況(令和3年4月~令和4年2月末時点)

陽性患者	受入病院	件数	内訳			
防性忠有	文八炯阮	什囡	クラスター	病院単発	在宅 · 施設	精神科救急
重点医療機関	臨時の医療施設	19	11	4	4	0
	精神医療センター	56	18	5	30	3
	川崎市市立川崎病院	0	0	0	0	0
合計		75	29	9	34	3

※依頼元の内訳

クラスター:新型コロナ陽性者がクラスター発生した病院から転院した患者

病 院 単 発:感染拡大しなかったが、新型コロナ陽性者が発生した病院から転院した患者

在宅・施設:自宅又は施設にて生活していて新型コロナ陽性となった患者

精神科救急:精神科救急システム経由で入院し、新型コロナ陽性となった患者

4 精神科コロナ重点医療機関協力病院(疑い例等対応病院)の設置

1に記載のとおり、精神保健福祉法に基づく被通報者に発熱等の新型コロナ感染の疑いがある場合に、措置診察を受け入れる病院の調整に時間を要するようになっていた。

措置診察時点で新型コロナの感染が確認されている場合は、精神科コロナ重点医療機関において措置診察を実施することとなるが、そのような例はなく、措置診察を受ける病院では入院が必要と判断した場合、新型コロナの感染の有無を確認する必要があった。そこで、PCR 検査等が実施可能な精神科病院において、専用の受入病床を整備し、急性期の精神医療を行いつつ、新型コロナに感染しているか確認を行う「精神科コロナ重点医療機関協力病院」」を認定し、令和2年7月から新型コロナ感染が疑われる患者の受入れを開始した。

また、精神科救急の基幹病院においても発熱等の症状がある患者について、措置診察の受入を行っている。

令和2年度及び令和3年度の新型コロナ感染が疑われた患者の受入状況は次のとおり(表3)(表4)。

表3 新型コロナ感染が疑われた患者の受入状況(令和2年4月~令和3年3月)

受入病院	件数	内訳		
文八例阮		ソフト	23条	在宅
精神科コロナ重点医療機関協力病院	10	0	10	0
基幹病院	8	2	4	2
合計	18	2	14	2

表 4 新型コロナ感染が疑われた患者の受入状況(令和3年4月~令和4年2月末時点)

受入病院	件数	内訳			
文八州阮	什奴	ソフト	23条	在宅	
精神科コロナ重点医療機関協力病院	4	0	4	0	
基幹病院	2	0	2	0	
合計	6	0	6	0	

5 精神科コロナ重点医療機関協力病院(下り搬送受入れ)の設置

精神科コロナ重点医療機関の病床は、精神科コロナ専用病床として確保している病床の他に、感染症病床の中で対応するとしている病床もあるため、受入可能な病床は新型コロナの感染状況により変動することとなるが、精神科病院でクラスターが発生した場合には、受入病床がひっ迫することが想定される。また、クラスター発生した病院で職員も新型コロナに感染すると、医療提供体制の維持が難しくなる。

そこで、精神科コロナ重点医療機関で新型コロナ治療を終えた患者を、すぐに戻すことができない場合や、新型コロナ治療が終了した後も身体的な治療が必要な場合の受入先として、下り搬送を受け入れる精神科コロナ重点医療機関協力病院を認定した。令和4年2月現在の下り搬送を受け入れる精神科コロナ重点医療機関協力病院数は21病院となっている。

令和2年度は精神科コロナ重点医療機関協力病院への下り搬送実績はなく、令和3年度は2件の下り搬送を行っている。

表 5 新型コロナウイルス感染症の療養を終えた患者の下り搬送状況

下り	受入病院	件数
精神科コロナ 重点医療機関 協力病院	東横惠愛病院	1
	北里大学病院	1
	2	

6 精神科病院における新型コロナウイルス感染症対応の手引きの作成

精神科病院における新型コロナウイルス感染症対応について、新型コロナウイルスの 基礎知識や感染防止対策、感染者が発生した場合の対応等、基本的な事項を手引きとし てまとめ、保健所設置市、神奈川県精神科病院協会、神奈川県病院協会等の関係機関を 通じて各医療機関に発信した。

7 精神科病院の入院患者等へのワクチン接種に関するアンケート等の実施

精神科病院では、施設の構造や患者の特徴等により、クラスターが発生するリスクが高いことから、精神疾患治療のため入院している患者等の重い精神疾患を有している患者については、基礎疾患を有する者として新型コロナワクチンの優先接種対象者と位置付けられた。

このことを受けて、令和3年8月に県内精神科病院に対して、入院患者等への新型 コロナワクチン接種状況を把握するため、アンケートを実施した。

アンケート結果をとりまとめ、9月には市町村、精神科病院協会等関係機関に対して、精神科病院の入院患者等への新型コロナワクチン接種が速やかに行われるよう対応を依頼した。